

## 東京都立保谷高等学校における大雪・暴風警報等発令時の時程について

令和3年4月6日  
東京都立保谷高等学校

### ○ 大雨・大雪・暴風・暴風雪警報

#### 午前6時00分～8時30分での判断

1 上記の警報のいずれも西東京市あるいは練馬区において午前6時～8時30分で**発令されていない**場合  
【平常授業】

2 上記の警報のいずれかが西東京市・練馬区において午前6時～8時30分で**発令中**の場合  
【午前8時30分まで自宅待機】

#### 午前8時30分の時点での判断

1 上記の警報が西東京市あるいは練馬区において午前8時30分までの時点で**解除された**場合  
【午前10時30分 登校】

2 上記の警報が西東京市・練馬区において午前8時30分時点で**発令中**の場合  
【午前10時30分まで自宅待機】

#### 午前10時30分の時点での判断

1 上記の警報が西東京市あるいは練馬区において午前10時30分までの時点で**解除された**場合  
【午後1時00分 登校】

2 上記の警報が西東京市・練馬区において午前10時30分の時点で**発令中**の場合  
【臨時休校】

※ 気象条件（ゲリラ豪雨など）や交通機関の混乱等によって登校することが困難であったり、危険が予想されたりする場合は、上記の規定に限らず自宅待機とする。

※ 居住地に警報が発令されているなど、登校できない事情が明確な場合は、出欠等で不利に扱うことはしない。

### ○ 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）

上記の規定どおりとする。

※ 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に気象庁より発表され、国民に最大限の警戒を呼び掛けるものである。

関連リンク [日本気象協会 tenki.jp](http://tenki.jp)

### ○ Jアラート発令

別に定める。